

人 事 院 事 務 総 長

「人事院規則 8―1 2（職員の任免）の運用について」の一部改正
について（通知）

「人事院規則 8―1 2（職員の任免）の運用について（平成 2 1 年 3 月 1 8 日
人企―5 3 2）」の一部を下記のとおり改正したので、令和 7 年 1 2 月 1 日以降
は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」
という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、こ
れを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応
する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
第 1 8 条関係 1 ～ 3 （略） 4 選考により職員をこの条の第 1 項第 3 号に掲げる官職に採用 する場合には、次に掲げる <u>基準</u>	第 1 8 条関係 1 ～ 3 （略） 4 選考により職員をこの条の第 1 項第 3 号に掲げる官職に採用 する場合には、次に掲げる <u>基準</u>

(選考により第1号(2)に掲げる採用を行う場合にあっては、第3号に掲げるものを除く。)を満たさなければならない。ただし、特別の事情により次に掲げる基準により難しい場合には、あらかじめ選考による採用について人事院事務総長の承認を得て、同号の規定により職員を選考により採用することができる。

一 当該採用が、次のいずれかに該当するものであること。

を満たさなければならない。ただし、特別の事情により次に掲げる基準により難しい場合には、あらかじめ選考による採用について人事院事務総長の承認を得て、同号の規定により職員を選考により採用することができる。

一 当該採用が、法第34条第2項に規定する標準的な官職
(以下「標準的な官職」とい
う。)が標準的な官職を定め
る政令に規定する内閣官房令
で定める標準的な官職等を定
める内閣官房令(平成21年
内閣府令第2号)第5条第1
項若しくは第2項の表の下欄
に掲げる研究官である職制上
の段階に属する官職又は当該
官職に相当する行政執行法人
の官職に、補充しようとする
官職の職務内容と関連する学
問を専攻し、大学院設置基準

（昭和 4 9 年文部省令第 2 8 号）に規定する大学院修士課程の修了要件を満たした者で高度の研究業績を有するもの又は大学院設置基準に規定する大学院博士課程の修了要件を満たした者若しくは外国の大学院博士課程において修業し、当該修了要件と同等と認められる要件を満たした者をもって補充するものであること。

（新設）

（1） 法第 3 4 条第 2 項に規定する標準的な官職（以下「標準的な官職」という。）が標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令（平成 2 1 年内閣府令第 2 号）第 5 条第 1 項若しくは第 2 項の表の下欄に掲げる研究官である職制上の段階に属する官職又は当該官職に相当する行政執行法人の官職に、補充しようとする官職

<u>の職務内容と関連する学問</u> <u>を専攻し、大学院設置基準</u> <u>(昭和49年文部省令第2</u> <u>8号)に規定する大学院修</u> <u>士課程の修了要件を満たし</u> <u>た者で高度の研究業績を有</u> <u>するもの又は大学院設置基</u> <u>準に規定する大学院博士課</u> <u>程の修了要件を満たした者</u> <u>若しくは外国の大学院博士</u> <u>課程において修業し、当該</u> <u>修了要件と同等と認められ</u> <u>る要件を満たした者をもっ</u> <u>て補充するもの</u>	
(2) <u>法第45条の2第1項第</u> <u>1号に規定する官職のう</u> <u>ち、主として法曹に必要な</u> <u>学識及び能力を必要とする</u> <u>業務に従事することを職務</u> <u>とする官職に、司法試験に</u> <u>合格した者をもって補充す</u> <u>るもの</u>	(新設)
二・三 (略)	二・三 (略)
5～12 (略)	5～12 (略)
第24条関係	第24条関係
1 第18条第1項第3号に掲げ	1 第18条第1項第3号に掲げ

る官職への選考による採用に係るこの条の規定による報告は、前年度における状況について、毎年５月３１日までに、次に掲げる<u>事項（当該報告が第１８条関係第４項第１号(2)に掲げる採用に係るものである場合にあっては、(8)に掲げる事項を除く。）</u>を記載した文書により行うものとする。 なお、第１８条関係第４項ただし書の規定によりあらかじめ人事院事務総長の承認を得た場合には、当該報告を要しないものとする。 (1)～(9) (略) ２・３ (略)	る官職への選考による採用に係るこの条の規定による報告は、前年度における状況について、毎年５月３１日までに、次に掲げる<u>事項</u>を記載した文書により行うものとする。 なお、第１８条関係第４項ただし書の規定によりあらかじめ人事院事務総長の承認を得た場合には、当該報告を要しないものとする。 (1)～(9) (略) ２・３ (略)
---	--

以 上